

事務連絡
令和2年4月15日

各

都道府県
指定都市
中核市

 母子保健主管部（局） 御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

妊婦に対するマスクの配布に係る Q&A（令和2年4月15日時点）等について

平素より、母子保健行政に格別のご配慮賜り、厚く御礼申し上げます。

令和2年4月8日付け子母発0408第1号で依頼しました妊婦へのマスクの配布につきまして、各自治体から問い合わせが多かった項目について、Q&Aを作成いたしましたので、別添1のとおり、お送りいたします。

また、今後の送付希望先や、各市町村における配布状況などについても確認させていただきたいと考えていますので、別添2、3をご参照いただき、記載のほど、お願い申し上げます。

なお、別添2は4月20日（月）まで、別添3は4月30日（木）までに、下記担当までご登録をお願いします。

都道府県におかれましては、貴管内の市町村分をとりまとめいただき、ご登録のほど、よろしく申し上げます。

市町村におかれましては、別添2、3の記載をお願いいたします。また、妊婦へのマスクの配布についてご対応をお願いしているところ、大変恐縮ですが、何卒、ご対応のほどよろしくお願い申し上げます。

記

別添1 「妊婦に対するマスクの配布に係る Q&A（令和2年4月15日時点）」

別添2 「希望送付先確認票」

別添3 「妊婦へのマスクの配布状況確認票」

別紙 「お知らせ文」

（担当）

厚生労働省子ども家庭局

母子保健課 予算係、母子保健係

Tel:03-5253-1111

（内線 4975、4977、4978）

Fax:03-3595-2680

E-mail:ninpu-mask@mhlw.go.jp

妊婦に対するマスクの配布に係る Q&A 第 2 弾（令和 2 年 4 月 15 日時点）

問 1 4 月中旬以降の国からのマスクの配送スケジュール如何。また、マスクの配布はいつまで続くのか。

（答）

今般お送りしたマスクは、現時点で確保できた 50 万枚について、全国の妊娠届けの数に応じて案分し、お送りさせていただきました。

これ以降のマスクの送付、とりわけ、4 月の追加分につきましては、令和 2 年度補正予算案が成立次第、早急に送付する予定です。

また、当該補正予算案においては、4 月から 9 月分のマスクの確保費用等を計上しているところですが、10 月以降の実施については、今後の新型コロナウイルスの感染状況等によるため、現時点で未定です。

なお、1 か月当たりの、国から各自治体への送付枚数の考え方については、以下のとおりです。

< 各自治体への送付枚数の考え方 >

対象自治体の妊娠届け出数 × 10 月 / 12 月 × 2 枚

() 10 月 / 12 月は、妊娠期間

マスクの調達状況などによっては、国からの送付が遅れる可能性があることをご留意ください。

問 2 マスクの規格を教えてください。また、国から梱包されてくる場合、どのように送られてくるのか。

（答）

マスクは 1 枚当たり 9.5cm × 13.5cm 程度、約 10g です。1 枚ずつ個包装されています。

また、妊婦用マスク配布で使用する梱包資材（ダンボール箱）は、以下のとおり 4 種類であり、

60 サイズダンボール箱（長さ・幅・高さ：23.5 cm × 17.5cm × 12.5 cm）

送付マスク枚数（目安）：1～50 枚

80 サイズダンボール箱（長さ・幅・高さ：23.5 cm × 17.5cm × 25 cm）

送付マスク枚数（目安）：51～100枚
100サイズダンボール箱（長さ・幅・高さ：23.5cm×35cm×25cm）
送付マスク枚数（目安）：101～200枚
120サイズダンボール箱（長さ・幅・高さ：47cm×35cm×25cm）
送付マスク枚数（目安）：201～600枚
となっています。1か所に601枚以上の送付枚数の場合は、～のダンボールの組み合わせとなります。

問3 妊婦に対して、まとめて渡すことは可能か。

（答）

マスクの配布については、原則一人につき2枚とご連絡させていただいているところですが、保有枚数の状況に応じて、

- ・ 新たに妊娠の届け出をされた方に、窓口で先行して2枚配布し、枚数が揃い次第、既に妊娠届け出済みの方に郵送等で配布する方法、
- ・ 一律1枚を配布し、枚数が揃い次第、追加で配布する方法、
- ・ 2～3か月分をまとめて配布する方法

などが考えられます。

なお、国における各月のマスクの調達・配布枚数には限りがありますので、数ヶ月分をまとめて配布する場合には、各市町村における保有枚数を把握しつつ、計画的な配布をお願い申し上げます。

問4 マスクの配布を希望しない方へはどのように対応すべきか。

（答）

マスクの配布に当たり、個別の事情で配布を希望しない方に対しては、配布を行う必要は無いと考えています。

なお、その際の把握方法としては、別紙のお知らせ文に、各自治体の電話番号やメールアドレスなどを併記し、不要である場合はご連絡を受け付け、次回以降は配布を控えるといった方法が考えられますので、適宜ご対応のほど、お願い申し上げます。

問5 「産前・産後サポート事業」のうち、「妊産婦等への育児用品等支援事業」を、今回の配布に係る事務費として活用できるとのことであるが、どのような費目が対象となるのか教えてほしい

（答）

当事業の対象経費は、「報酬、給料、賃金、報償費、職員手当等、共済費、

旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、賄材料費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、修繕費、負担金、補助及び交付金」としています。

希望配送先等確認票

No	都道府県名	市町村名	〒	住所	担当部署	ご担当者様	電話	メールアドレス
1	例) a 県	A 市	189-0023	県A市 1 - 1	A市役所 母子保健課		03-5253-1111@
2								
3								

1 自治体当たり 1 箇所の記載をお願いいたします。現在の配送先から変更が不要の場合でも、担当者のご登録をお願いいたします。
(こちらから直接ご連絡することがあります。)

妊婦へのマスクの配布状況確認票

確認時点 2020/4/30

No	都道府県名	市町村名	ご担当者様	配布開始時点で把握している妊婦数	配布枚数	配布実人員	翌月の希望 配送方法	翌月の希望枚数	妊婦への配布方法 「5.その他」の場合、方法を具体的に記載ください	備考
1	例) a 県	A 市		15,000	8,000	4,000	1. 毎月1回送付を希望	30,000	5. 新規で妊娠を届け出た妊婦は窓口、既に届け出済みの妊婦は産科医療機関で配布	
2	例) b 県	B 市		4,000	1,000	500	2. 2か月分まとめて送付を希望	15,000	4. 新規で妊娠を届け出た妊婦は窓口、既に届け出済みの妊婦は郵送で配布	2か月分をまとめて配布することを考えているため、6月まで配布は不要です。
3	例) c 県	c 町		300	600	300	3. 3か月分をまとめて送付を希望	600	2. 郵送で配布	3か月分をまとめて配布することを考えているため、7月まで配布は不要です。
4	例) d 県	D 村		0	0	0	4. 送付不要	0	1. 窓口で配布	当村には妊婦がいないため、来月の配送は不要
5										
6										
7										
8										

【記載要領】

着色箇所に記載をお願いします。
 には、配布開始時点での妊婦数を記載して下さい。
 には、確認時点までに、当月中に配布した枚数を記載して下さい。
 には、実際に配布した人数を記載して下さい。
 には、翌月に希望する配送方法を選択して下さい。
 には、翌月に希望する枚数を記載して下さい。なお、全国的にマスクが品薄の状況であり、適大にご要望いただいた場合など、ご希望どおりに調達できない可能性がありますので、ご理解のほど、お願いいたします。
 には、貴市における配布方法を選択して下さい。選択肢がない方法で実施している場合は、右の欄に具体的に記載をお願いします。
 には、配布枚数について特段の事情やご希望があれば記載をお願いします。

配布する布製マスクと併せて渡していただくお知らせ文

妊婦のみなさまへ

現下の情勢を踏まえ、一部の地域に新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言が出されました。他の地域でも、感染が拡大する可能性があることから、みなさまには、不要不急の外出を避けるようにお願いします。どうしても外出する必要がある場合には、症状がない場合もマスクを着用するとともに、「3つの密（密閉、密集、密接）」を避ける行動の徹底をお願いします。

妊婦のみなさまは、新型コロナウイルス感染症について、とりわけ不安を感じておられることと思います。これまでの科学的知見では、新型コロナウイルスが特別に妊娠に与える影響については報告されておらず（2020年4月時点）妊娠中でも過度な心配はいりません。妊婦のみなさまには、引き続き、日頃の健康管理を徹底していただければと思います。

このため、厚生労働省では、洗濯することで再利用可能な布製マスクを一括で購入し、各市町村の協力を得つつ、令和2年4月から、妊婦のみなさまに無料で配布することといたしましたので、ご活用ください。

なお、国では別途、全国の世帯すべてを対象に一住所当たり2枚布製マスクを配布（全戸配布）することとしております。今回、お配りしている布製マスクは、全戸配布とは別に、お住まいの市町村を經由して、妊婦のみなさまにお届けするものですので、ご注意ください。

【差出人】

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

【問合せ先】

妊婦向け布製マスクの配布に関する電話相談窓口

03 - 5253 - 1111 (4988) (10時～17時)

(市区町村の問い合わせ先)

適宜、問い合わせ先を記載下さい。

市 課

【問合せ先】

- -

E-mail :

裏面に続く

< ガーゼマスクの利用・洗濯方法 >

(今回、配布する布製マスクのメーカーからの情報をまとめたもの)

【ガーゼマスクの洗い方】

1. 衣料用洗剤で、もみ洗いではなく、軽く押し洗いしてください。
2. 十分なすすぎをしてください。
3. 乾燥機は使わず、陰干しで自然乾燥してください。

【洗濯回数】

1. 洗濯により縮みますが、複数回の再利用については品質上問題ないことを確認しております。
2. 一日一回の洗濯の頻度を推奨しており、汚れがつかましたら、その都度洗濯してください。

【漂白剤、柔軟剤の使用について】

1. 汚れが気になる場合は、塩素系漂白剤を使い、においがなくなるまで十分なすすぎをしてください。
2. 柔軟剤の使用は避けてください。

【洗濯表示記号】



【ご注意】

1. 漂白剤を使用する場合は、炊事用のゴム手袋などをご利用ください。